

中学校部活動地域展開だより No.3

横手市教育委員会 教育指導課 ☎0182-35-2123

目指す姿

将来にわたり 子どもたちが身近で

スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくり

本市の方針

- 適正な活動運営により、生徒の健やかな心身の成長を図る
- 教師の負担軽減を図り、より生徒に向きあえる環境づくり
- 地域の実情を踏まえた、持続可能で多様な環境づくり
- 生徒、保護者、地域の主体的な参画・取組を通して「時代を受け継ぎ 磨き上げ 凛々しく羽ばたくまち」づくりに貢献する
- 学校と地域が連携・協働し、横手市のスポーツ・文化芸術の発展・創造を主体的に形成していき地域社会の活性化に繋げる

地域で支え、次代へつなぐ

ニーズに応じた持続可能な活動

- ★「新たな学び・価値の創出」
- ★「活動を楽しむ人の広がり、ウェルビーイングの向上、地域社会の活性化」

横手市スポーツ協会加盟団体事務担当者会

5月25日（月）に開催されました横手市スポーツ協会加盟団体事務担当者会議にて、部活動地域展開の方針や現状についてお話する機会をいただきました。

今年度から新たに推進する「部活動改革実行期間」の方針・取組や横手市の部活動地域展開の現状等について、次の4点を説明させていただきました。スポーツ協会及び各競技団体におかれましては、今後とも子供たちの活動機会の提供と活動の充実にお力添えを賜りますようお願いいたします。



【スポーツ協会加盟団体事務担当者会】

1 地域展開の取組に関する国の新たな指針の骨子

- ◇R8年度から6年間を「改革実行期間」と位置付け全国的な実施を推進する。（前期3年、後期3年）
- ◇改革実行期間内に休日の部活動の地域展開実現を目指す。
- ◇前期終了後の中間評価により策定された取組方針に基づき更なる改革（後期）を推進する。

2 改革推進等に関する国の（新）総合的なガイドラインのポイント

- 地域クラブ活動に関する認定制度の導入
部活動が担ってきた教育的意義を継承し、質を担保するため、国が定める基準や認定要件に基づき、市町村等が審査・認定する。認定されたクラブ活動は財政面等の公的支援が受けられる。
- 指導者確保のため教師の兼職兼業の手続き円滑化。
中学校だけでなく小・高・特別支援校も対象とする。
- 部活動と地域クラブで高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないようにする。また生徒の長所を多面的に評価するなど、配慮する。
- 国のガイドラインを受けて本市の方針も改定した。

3 横手市地域クラブ活動認定制度について

- 既に制度を施行しているが、国の制度要項や認定要件が示されたことに伴って、本市の制度要領と認定要件を改定した。
- 認定地域クラブは財政面など公的支援を受けられる
 - ①大会派遣費の補助 ②市施設使用料減免
 - ③指導者配置支援 ④市HP等で紹介・募集支援
 - ⑤公式大会参加時のスクールバス利用
 - ⑥協議会への参加 ⑦生徒指導や相談対応

4 横手市の部活動地域展開の現状

- ◆休日の部活動の地域展開・地域連携
 - ①ジュニアハイ陸上競技教室
 - ②剣道稽古会 ③YVAクラブU15 ④柔道練習会
- ◆横手市認定地域クラブ活動（平日・休日活動）
 - ①横手バドミントンジュニア
 - ②J・Smash ソフトテニスクラブどちらも中学校体育連盟主催大会に参加している。